

福島空港国際定期路線再開等利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島空港国際定期路線の再開に資すると認められる国際チャーター便及び再開後の国際定期路線の利用を支援し、福島空港の国際線の利用促進を図るため、別表1に定める団体等に対し、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和54年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表1に定める団体等が実施する事業のうち、別表2に定めるものを対象とし、補助額は、同表により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施しようとする日から起算して15日前までとする。ただし、知事が認める場合は、この限りではない。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 行程表
- (3) 参加者一覧
- (4) 見積書の写し
- (5) その他必要となる資料

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の変更で、補助金の額に変更が生じないものとする。

- (1) 参加者数の減
- (2) 補助対象経費の20%以内の減

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げができる期日)

第6条 規則第8条に規定する別に定める期日は、交付の決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島空港国際定期路線再開等利用促進事業完了報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告については、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 行程表
- (3) 参加者一覧
- (4) 請求書の写し
- (5) その他必要となる資料

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金交付の決定の通知を受けた団体等は、実績報告後、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業交付請求書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。

2 県は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 旅行会社は、補助事業完了後に申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、福島空港国際定期路線再開等利用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(会計帳簿の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた団体等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月26日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。